

令和3年9月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和3年9月10日（金）午後2時 田辺市役所第2別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 井戸克典

会議録署名委員 12番 玉置 伸 13番 上森 力

議 長 皆さん、こんにちは。コロナウイルスについて、一時より感染する方が減ってきているようではありますが、まだまだ厳しい状況が続いておりますので、皆さんも十分ご注意願います。はい、それでは早速ですが、農用地利用集積計画の合意解約の報告について、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、204㎡、他1筆、合計952㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年8月24日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,639㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和3年8月24日です。以上2件報告いたします。

議 長 ありがとうございます。只今の合意解約について、ご意見ご質問ございませんか。

（なしの声）

議 長 ないようですので、ご報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、事務局から説明をお願いします。

農振課 岡本 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、531㎡、他11筆、合計4,559㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん・米、期間は令和3年10月1日から令和23年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、18,961㎡の内3,131㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間50,000円、口座払い、期間は令和3年10月1日から令和8年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、644㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和6年9月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,167㎡、他1筆、合計1,626㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、全体で年間10,000円、口座払い、期間は令和

3年10月1日から令和6年9月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 337の内1, 000㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のオリーブ、年間20, 000円、持参払い、期間は令和3年10月1日から令和5年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 818の内2, 700㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和9年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、780㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和23年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 554の内1, 516㎡、他5筆、合計8, 037㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和28年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 317㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 080㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・みかん、期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 474の内2, 635㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和13年9月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 087㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和3年10月1日から令和18年9月30日の新規です。合計12件、29筆、31, 596㎡、貸し手11名、借り手6名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。
はい。2番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。3番、4番異議ございません。
5番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。5番、6番異議ございません。
7番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。7番異議ございません。
8番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。異議ございません。
9番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。9番について異議ございません。
10番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。10番、11番異議ございません。

議 長 12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番異議ございません。

議 長 はい、以上12件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申し出がございますので事務局からの説明をお願いします。

農振課 岡本 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,010㎡、他4筆、合計3,596㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は250万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和3年9月22日、所有権移転の時期は令和3年9月22日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,794㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は270万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和3年9月22日、所有権移転の時期は令和3年9月22日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,228㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は30万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和3年9月22日、所有権移転の時期は令和3年9月22日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、317㎡、他5筆、合計2,400㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は水稻・野菜、対価は200万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和3年9月22日、所有権移転の時期は令和3年9月22日です。合計4件、13筆、11,018㎡、売り手4名、買い手4名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、所有権移転の申し出について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長 3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。

議 長 4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。

議 長 はい、以上4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了しました。岡本君、ありがとうございます。

(農振課 岡本退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日は欠席委員さんは、ございません。本日の会議録署名委員に、12番玉置委員さん、13番上森委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地

法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あつせん申し出について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

井戸 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は304㎡、他10筆、合計8,960㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は426㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,034㎡、他1筆、合計1,219㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は332㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は141㎡、他4筆、合計1,034㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申しあげます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは第3条申請の逐条審議をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長

3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長

4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番、5番異議ございません。

議 長

はい、以上5件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,585㎡の内1,087㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅232.70㎡、駐車場外854.30㎡、合計1,087㎡、

着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,744㎡の内1,193㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅210.99㎡、駐車場外982.01㎡、合計1,193㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は158㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場64.06㎡、浄化槽設置2.94㎡、進入路及び回転場91㎡、合計158㎡、着工日、工事期間は許可日より7ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は有一部無し、水利同意は不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は310㎡、他4筆、合計2,082㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・資材置場2,082㎡、着工日、工事期間は許可日より1年4ヶ月以内、農用地の内外は令和3年7月2日抜きとなっています。隣接同意は有一部無し、水利同意は不要です。この土地は住宅地と道路に囲まれた小集団の農地でありますので、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9月8日午前8時30分頃に〇〇〇〇で〇〇〇〇委員、事務局長、係長と合流し、4条申請4件、5条申請4件、2条証明4件、形状変更2件を現地調査して参りました。それでは調査内容を報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約900mの地点にある田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側は畑、南側は田、北側は田と市道となっています。北側の田は申請人の所有地で、それ以外の隣接農地の同意はすべてもらっており、地元水利組合の同意ももらっております。転用理由は、諸般の理由により営農縮小を考えており、この度、近隣の利便性等を考え、共同住宅用地として転用するものです。転用内容は、3階建て共同住宅1棟（12戸）、駐車場（24台分）盛土約30cmから約90cmです。排水等については、合併浄化槽で処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約900mの地点にある休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、西側は畑、南側は田と雑種地、北側は畑と市道となっています。北側の畑は申請人の所有地で、隣接農地の同意はすべてもらっており、地元水利組合の同意ももらってお

ります。転用理由は、高齢のため営農縮小を考慮しており、この度、近隣の利便性等を考慮、共同住宅用地として転用するものです。転用内容は、3階建て共同住宅1棟（12戸）、駐車場（24台分）盛土約1.2mです。排水等については、合併浄化槽で処理後、雨水とともに北側水路へ放流することです。特に問題はないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約2.5kmの地点にある休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、西側は里道、南側は畑と雑種地、北側は里道となっています。隣接農地の同意は南側の畑についてはもらっておりますが、東側の畑については、相続人に連絡を取るも、本人からは現場の存在すら知らなかった旨の回答があり、同意を得られなかったとのこと。水利組合同意は不要です。転用理由は、森林関係の作業員として勤務する傍ら、17年間で皆地笠の技術を習得。この度、独立して制作にあたるため、自宅を改修して作業場を整備するとともに、隣接地の申請地にはそれに伴う浄化槽を設置し、その他、進入路や資材置場にも転用するものです。転用内容は、資材置場（皆地笠用の特殊木材）・浄化槽設置・進入路等、盛土約80cmです。排水等については、合併浄化槽で処理後、雨水とともに北水路へ放流することです。特に問題はないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約2.4kmの地点にある田・畑・雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑と宅地、西側は田と畑、南側は田、北側は田となっています。隣接農地は13筆ありますが、そのうち7筆については同意を得られておりません。同意を得られなかった理由については、同意を得られなかった隣接農地の所有者は亡くなされており、地元の方に親族等の所在を訪ねるも不明であったためです。水利組合同意は不要です。転用理由は、高齢のため営農縮小を考慮しており、この度親戚である建設業者へ駐車場及び建設資材置場用地として貸し出すため転用するものです。転用内容は、駐車場（油圧ショベル2台・軽トラ1台・大型ダンプ2台）及び建設資材置場（足場・パイプ）盛土約50cmから1mです。排水等については、雨水は自然浸透とするとのこと。特に問題はないと思います。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、2番異議ございません。
議	長	3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番、4番異議ございません。
議	長	議案第2号農地法第4条申請4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は1,268㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、1,268㎡、49.5kW、パネル3

24枚、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和元年7月25日となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は山林、住宅地、道路に囲まれた小集団の農地でありますので、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は695㎡、他1筆、合計1,505㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅7棟、469㎡、道路外、1,036㎡、合計1,505㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和3年3月12日抜きです。隣接同意、水利同意はございます。この土地は住宅地、道路に囲まれた小集団の農地でありますので、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は575㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟、221.1㎡、駐車場・道路等、353.9㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和3年7月2日抜き、隣接同意、水利同意はございます。この土地は学校等の施設の近くにあり、住宅地が増加してきている地域にある第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は330㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、116.43㎡、駐車場外、213.57㎡、着工日、工事期間は許可日より7ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意共に不要です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請の調査内容を報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約600mの地点にある休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、西側は田、南側は公衆用道路、北側は畑と田となっています。隣接農地の同意はすべてもらっており、地元水利組合の同意ももらっております。転用理由は、賃貸人は高齢のため耕作が困難となっていたところ、この度、賃借人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として賃貸借するものです。期間は20年間です。転用内容は、太陽光発電施設（パネル324枚設置・49.5kw発電設備）。切土・盛土はなしです。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約800mの地点にある畑と休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑と宅地、西側は畑と宅地、南側は畑と宅地、北側は宅地となっています。西側の1筆は譲渡人の所有地で、それ以外の隣接農地の同意はすべてもらっており、地元水利組合の同意ももらっております。転用理由は、譲渡人は、市外在住かつ高齢のため、耕作が困難となっていたところ、譲受人からの要望もあり、この度、分譲住宅用地として譲渡するものです。

転用内容は、分譲住宅（7棟）・道路等、盛土約80cmから約1.1mです。排水等については、合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を經由して、雨水とともに北側市道側溝へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約50mの地点にある畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が雑種地と宅地、西側は宅地と水路、南側は市道、北側は田と里道・水路となっています。隣接農地の同意はすべてもらっており、地元水利組合の同意ももらっております。転用理由は、譲渡人は、規模縮小・整理のため、当該地を処分したいと考えていたところ、隣接地の宅地造成の話聞き事業者である譲受人に当該地を処分したいと申し出たところ、譲受人は申し出を受け土地を有効利用しようと思い本申請に至ったとのことです。転用内容は、分譲住宅（3棟）・道路等、盛土約1.8m～約2.5mです。排水等については、合併浄化槽で処理後、新設道路側溝を經由して、雨水とともに北側水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約1.1kmの地点にある田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田と県道、西側は田、南側は畑、北側は山林と原野となっています。隣接農地はすべて貸人の所有地です。水利組合同意は不要です。転用理由は、貸人と借人は親子で、借人は子供の就学に合わせて、居宅新築用の土地を探していたところ、親所有の当該地が適所であったことから、この度、転用するものです。35年間の使用貸借契約です。転用内容は、住宅（1棟）・駐車場等、盛土約30cmです。排水等については、合併浄化槽で処理後、雨水とともに西側水路へ放流するとのことです。特に問題はないと思います。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番異議ございません。
議	長	2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番異議ございません。
議	長	3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。
議	長	4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番異議ございません。
議	長	議案第3号農地法第5条申請4件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は501㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成13年に資材置場として利用され、その後は〇〇〇〇の店舗用敷地として利用し、現在に至っています。2番、土地の所在は〇〇〇

字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は118㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成13年に資材置場として利用され、その後は〇〇〇〇の店舗用敷地として利用し、現在に至っています。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は599㎡、他1筆、合計740㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成10年頃から耕作しておらず、その後、自宅への進入路及び駐車場として利用し、現在に至っています。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は122㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、昭和40年頃から農機具の保管用倉庫や農作業場として利用され、その後は駐車場や資材置場等として利用し、現在に至っています。以上4件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。調査内容を報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約1.2kmの地点にある宅地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が雑種地と県道、西側は河川敷、南側は雑種地、北側は宅地となっています。非農地となった経緯は、申請地は、平成13年に資材置場として利用され、その後は〇〇〇〇の店舗敷地として利用し、現在に至っているとのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題はないと思います。2番については1番と隣接する土地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が県道、西側は宅地、南側は雑種地、北側は宅地となっています。非農地となった経緯も1番と同様です。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題はないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約400mの地点にある雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地と公衆用道路、西側は宅地、南側は公衆用道路、北側は里道と宅地と畑となっています。非農地となった経緯は、申請地は、平成10年ごろから耕作しておらず、その後、自宅への進入路及び駐車場として利用し現在に至っているとのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題はないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1.4kmの地点にある雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が公衆用道路、西側は里道と畑、南側は里道、北側は山林となっています。非農地となった経緯は、申請地は、昭和40年ごろから農機具の保管用倉庫や農作業場として利用され、その後は駐車場や資材置場として利用し、現在に至っているとのことです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題はないと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします、1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長

2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長

3番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。
議	長	4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。
議	長	議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願4件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。
松平	係長	9ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況共が休耕田、面積は742㎡、他1筆、合計1,593㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,585㎡の内497㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。調査内容を報告します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1kmの地点にある休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑と雑種地、西側は畑、南側は畑と県道、北側は申請者所有の田となっています。隣接農地の同意はすべてもらっております。地元水利組合の同意ももらっております。形状変更理由については、盛土して田を梅畑にしたいとのことです。盛土の高さは約60cmで、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約900mの地点にある田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側は畑、南側は申請者所有の田、北側は市道となっています。隣接農地の同意はすべてもらっております。地元水利組合の同意ももらっております。形状変更理由については、盛土及び整地して梅畑にしたいとのことです。盛土の高さは約50cmで、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題はないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。
議	長	2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	議案第5号農地の形状変更願2件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申し出について、事務局からの説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申し出について

て、1番の案件についてですが、所有者の方が亡くなられましたので取り下げとなりました。議案書から削除願います。

それでは説明させていただきます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は660㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は200kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく願います。

議 長
〇〇番 委員
それでは、地元委員さんの状況説明をお願い致します。
〇〇番〇〇です。この農地については、親戚の方が所有していたのを〇〇〇〇さんが持つようになったんですが、〇〇〇〇さんも農業の継続が困難になってきたため譲渡したいとのことでした。

土地の状況ですが、元々道より低い田だったのを周辺の農地と一体的に埋め立てて畑にしたため、起伏のない平坦な農地となっており、市道と隣接しており利便性もよく、日当たりも良好です。作物は6年生のみかんで収量もあります。良い農地と思われまます。

議 長
委員 全員
議 長
委員 全員
議 長
松平 係長

はい、ありがとうございます。それでは議案第6号農地等売渡あっせん申し出1件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

異議なし。

ないようですので、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、この3名に願います。以上あっせんについて、委員さん方ご苦勞ですが、よろしく願います。続きまして、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は718㎡の内3.07㎡、他3筆、合計4,129㎡の内127.85㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,858㎡の内72.36㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は22,963㎡の内21.91㎡、他1筆、合計23,185㎡の内44.82㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は333㎡、他1筆、合計605㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は827㎡の内155.99㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は149㎡の内36.19㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、送電鉄塔の建替、除去工事に伴う搬入路の整備、モノレール基地、モノレールルートの設置。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は168㎡の内17.50㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線機器一式、

- 議 長 コンクリート柱1本、機器装置一式。以上2件、ご報告申し上げます。
ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ござい
ませんか。
- 議 長 (なしの声あり。) ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でござ
います。8月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請
4件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました
案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無けれ
ば、事務局から報告があればお願いします。
長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後3時10分終了